# 平成十四年における特定地域に係る激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 （平成十五年政令第五十号）

#### 第一条（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

次の表の上欄に掲げる災害を激甚じん  
災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

###### イ

沖縄県島尻郡座間味村

###### ロ

高知県土佐郡大川村及び吾川郡吾北村並びに沖縄県島尻郡渡名喜村

###### イ

新潟県佐渡郡羽茂町、和歌山県伊都郡高野町及び鹿児島県大島郡住用村

###### ロ

新潟県両津市並びに佐渡郡相川町、佐和田町、金井町及び赤泊村並びに石川県江沼郡山中町、河北郡高松町並びに羽咋郡志雄町及び押水町

###### イ

高知県高岡郡東津野村及び幡多郡十和村並びに鹿児島県鹿児島郡十島村及び大島郡住用村

###### ロ

徳島県那賀郡木沢村及び三好郡西祖谷山村並びに高知県吾川郡池川町及び吾北村

###### ハ

奈良県吉野郡上北山村、徳島県那賀郡上那賀町及び木頭村、海部郡宍喰町、美馬郡木屋平村並びに三好郡池田町、山城町及び東祖谷山村、愛媛県上浮穴郡面河村、高知県香美郡物部村、長岡郡大豊町、土佐郡大川村及び本川村並びに高岡郡檮原町及び日高村、熊本県天草郡河浦町並びに宮崎県東臼杵郡南郷村、諸塚村及び椎葉村

###### 一

平成十四年七月二十五日及び同月二十六日の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第九号（同月十四日に北緯十一度東経百七十度五十五分において台風となった熱帯低気圧で、同月二十七日に北緯三十五度東経百二十度五十五分において台風でなくなったものをいう。）によるものをいう。

###### 二

平成十四年九月四日及び同月五日の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第十六号（同年八月二十九日に北緯十八度二十分東経百五十五度五分において台風となった熱帯低気圧で、同年九月八日に北緯二十八度十分東経百十六度五十五分において台風でなくなったものをいう。）によるものをいう。

###### 三

平成十四年十月一日及び同月二日の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第二十一号（同年九月二十七日に北緯十五度三十五分東経百五十四度三十分において台風となった熱帯低気圧で、同年十月二日に北緯四十六度十分東経百四十一度五分において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。

###### 四

平成十四年七月三日から同月六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第五号（同年六月二十九日に北緯十一度二十五分東経百三十六度二十分において台風となった熱帯低気圧で、同年七月六日に北緯三十八度三十分東経百二十九度五十分において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。

###### 五

平成十四年七月十三日から同月十六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第七号（同月八日に北緯九度五分東経百五十五度三十六分において台風となった熱帯低気圧で、同月十七日に北緯四十二度二十五分東経百四十八度五十五分において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。

###### 六

平成十四年八月二十四日から九月二日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第十五号（同年八月二十三日に北緯十六度三十分東経百六十一度において台風となった熱帯低気圧で、同年九月一日に北緯三十八度東経百二十八度四十分において台風でなくなったものをいう。）によるものをいう。

#### 第二条（都道府県に係る特例）

前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚じん  
災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。